

京都市上下水道局公有財産及び物品規程の一部を改正する規程を公布する。

平成22年4月7日

京都市上下水道局管理規程第1号

京都市公営企業管理者

上下水道局長 西村 京三

京都市上下水道局公有財産及び物品規程の一部を改正する規程

京都市上下水道局公有財産及び物品規程の一部を次のように改正する。

第5条第1項を次のように改める。

行政財産の使用料は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる期間内に全額（第1号に掲げる場合にあっては、当該年度に係る額）を納入しなければならない。ただし、管理者が特別の理由があると認めるときは、分割して納入することができる。

(1) 年をもって使用期間を定めたとき。 当該行政財産の使用の許可後又は年度の開始後30日以内

(2) 月又は日をもって使用期間を定めたとき。 当該行政財産の使用の許可後10日以内

附 則

この規程は、平成22年4月8日から施行する。

(上下水道局総務部総務課)